

## 報告頻度の見直しや報告の廃止を行った主な調査等について

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
1	個人情報等漏えい等報告	<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、金融分野における個人情報取扱事業者に対し、個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告を求めている。</p> <p>個人情報保護法の全面施行から2年が経過した平成19年10月に、当局への報告事項等について一般的な解釈・運用を示した「金融機関における個人情報保護に関するQ&amp;A」（以下、「Q&amp;A」という。）を公表し、個人情報の漏えい事案等が発生した場合の監督当局等への報告基準を示している。</p> <p>今般、10年ぶりに個人情報保護法が改正され、平成29年5月に全面施行されることを踏まえてQ&amp;Aの改正を行い、報告基準の見直しも行った（平成29年5月30日から適用）。</p>	<p>①報告対象 個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、全件報告を求めている。</p> <p>②報告頻度 軽微と考えられる事案について、月次の報告を求めている。</p>	<p>①報告対象 個人情報の漏えい事案等が発生した場合において、金融機関の責めに帰さない事案については、本人の権利利益の侵害が懸念される案件や公表案件を除いて、原則、報告を求めないこととした。</p> <p>②報告頻度 軽微と考えられる事案について、四半期毎の報告に見直しを行った。</p> <p>上記①②は、平成29年5月30日から適用開始している。</p>
2	中小企業に対する事業再生支援の取組状況調査	円滑化法期限到来後、各金融機関が中小企業・小規模事業者に対し行っている事業再生支援の状況について、金融機関に報告を求めている。	半期毎の報告を求めている。	平成28年4月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。
3	円滑化法に基づく条件変更先の現状調査（2件）	貸出条件の変更等を行った中小企業の現状及び、地域銀行による企業の経営実態把握や支援の状況について、地域銀行に報告を求めている。	半期毎の報告を求めている。	平成28年4月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
4	資金用途別・科目別の貸出残高等調査	資金用途別及び科目別の貸出残高等について、地域銀行に報告を求めている。	半期毎の報告を求めていた。	平成 28 年 4 月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。
5	貸付条件の変更等の実施状況	平成 22 年 3 月期以降、金融機関は、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の実施状況について、当庁へ報告するとともにHP等で同実施状況を開示。当庁でも取りまとめた計数を開示。平成 25 年 3 月末の同法期限到来後は、金融機関に対し、同実施状況の自主的な報告・開示を要請。以降、報告内容を順次簡素化し、現在は半期毎の状況について、半期の報告を依頼。また、月次の同実施状況について、不定期に金融機関へ報告を依頼。	①半期毎に半期の計数の報告を求めていた。 ②不定期に月次の計数の報告を求めていた。	平成 29 年 4 月以降は、 ①年次で 1 年間の計数報告を求め、 ②不定期の報告は求めないこととした。
6	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額に係る調査	東日本大震災の被災 3 県（岩手、宮城、福島）に本支店を有する金融機関より、①約定返済一時停止、②条件変更を行った債務者数・債権額について、報告を求めている。	半期毎の報告を求めていた。	平成 29 年 4 月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。
7	証券化商品調査	金融機関の証券化商品の保有状況を確認するため、金融機関に報告を求めている。	半期毎の報告を求めていた。	平成 28 年 10 月以降の状況について、報告を求めないこととした。